

付属書 1

性能試験成績書

| | | | |
|------------------|--------|---|------|
| 製品品番 | | T S A 4 A C K X | |
| 試験方法 | | 厚生省告示第111号（平成9年4月22日）による 「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」 | |
| 試 験 結 果 | 項 目 | 判定基準 | 判定 |
| | 耐圧性能 | ・水漏れ、変形、破損その他の異常がないこと。 | 合格 |
| | 耐寒性能 | ・水抜き後凍結させ、製品各部に破損、変形、その他の異常がないこと。 解凍後、耐圧性能、水撃限界性能、逆流防止性能及び負圧破壊性能の中で該当する性能項目を満足すること。 | 合格 |
| | 水撃限界性能 | ・上昇圧力が1.5MPa以下であること。 | 該当せず |
| | 逆流防止性能 | ・水漏れ、変形、破損その他の異常がないこと。 | 該当せず |
| | 負圧破壊性能 | ・水位上昇が75mm以下であること（バキュームブレーカに限る）。 ・水位上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水面までの垂直距離の2分の1以下であること（負圧破壊装置を内部に備えた給水用具に限る）。 ・吐水口から水を引き込まないこと（吐水口一体型給水用具に限る）。 | 該当せず |
| | 耐久性能 | ・10万回の開閉操作を繰り返した後、耐圧性能、水撃限界性能、逆流防止性能及び負圧破壊性能で該当する性能項目を満足すること。 | 該当せず |
| | 浸出性能 | ・省令第2条第1項に規定する基準に適合すること。 | 該当せず |
| 総合判定 | | 合 格 | |